

仕事と子育ての 両立支援セミナー

従業員編

育休を検討している男性やそのパートナーはもちろん、
同僚として、ライフスタイルの変化を迎える子育て世代を
支える職場の皆さまにもおすすめです。



- 育休を取りたいが、仕事のことを考えると踏み切れない方
- 職場全体として、子育て世代を応援したい同僚の方
- 育休の制度や申請の方法、育休取得中の過ごし方から、
職場に復帰するまで、全体の流れをイメージしたい方

受講
無料
先着50名

令和7(2025)年

13:30~15:30 (13:00接続開始)

オンラインセミナー (ZOOMミーティング形式)

11/14(金)

対象: 県内事業所に勤務する男性従業員やそのパートナー
同僚・部下に子育て世代や若手従業員がいる方など

1 基調講演

13:30~

これからの男性の新しい働き方

~準備しておこう!両立のためのノウハウ教えます~

【講師】 樽 陽子
(株)TMC経営支援センター 社会保険労務士 人事・労務コンサルタント



2 体験談紹介

14:05~

育休取得従業員の体験談紹介

県内事業所で育休を取得した男性従業員にご登壇いただき、取得前の準備や職場のサポート、働き方の変化や育休を通じて感じたこと等についてご紹介します。

3 特別講座

14:25~

「家族」がベースになる 育休パパのための実践ガイド

はじめての家族時間が、笑顔あふれる時間になるために。
子育ての楽しみ方、産後ママへのケアの大切さなど、保育士
パパの視点で解説します。

【講師】 平野 洋一 氏
NPO法人子育て支援塾 理事長 保育士 にんべん認定講師
公認妊活マイスター



第3部終了後に、個別のお悩みを樽講師や平野講師に直接相談できます。
詳しくは裏面をご覧ください。

仕事と子育ての両立支援セミナー 従業員編

両立支援お悩み 解決相談室 (希望者限定)

子育てとの両立に関する不安やお悩み、男性育休の取得方法や利用できる給付金等、制度に関する疑問について、専門的な知識・経験を有する保育士やアドバイザーに、直接相談できます。新しい働き方を一緒に考えてみませんか？

WEBでのお申込み

とちぎ 仕事と子育ての両立支援セミナー

検索

お申込みはこちら



<https://danseiikukyu-shoureikin.pref.tochigi.lg.jp/k251114/>

メールでのお申込み

送付先: uketsuke@danseiikukyu-shoureikin.pref.tochigi.lg.jp

会社名			
住所	〒		
参加者名	役職	電話番号	
メールアドレス	本講座に関するお知らせをお送りします。		
両立支援お悩み 解決相談室	第3部終了後に行われる両立支援お悩み相談室への参加有無をお選びください。 参加 不参加		

- ・お預かりした個人情報本セミナーに関するご連絡に使用します。
- ・定員になり次第、受付を終了します。お早めにお申込みください。

要件を満たす育休取得で、勤務先に奨励金を支給します。ご確認ください！

とちぎ男性育休推進企業 奨励金のご案内

栃木県内に事業所を有する中小企業事業主対象
奨励金20万円



主要
要件

- ① これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと
- ② 令和5(2023)年10月1日以降に、男性従業員が新たに通算5日以上の子育て休業を取得し、令和8(2026)年3月31日までに原職等に復帰していること
- ③ とちぎ女性活躍応援団に登録していること
- ④ 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること



とちぎ男性育休
推進企業奨励金

詳しくは、専用ホームページの申請要領をご確認ください。

パパの
皆様!

令和7(2025)年度とちぎ男性育休応援事業

働くパパの育児休業取得を応援します!

パパが育休を取るメリット

- 子どもと一緒にいられる時間が増える!
- 夫婦で協力して育児ができる!
- だれもが働きやすい職場づくりにつながる!

育休をとるパパ、増えてます

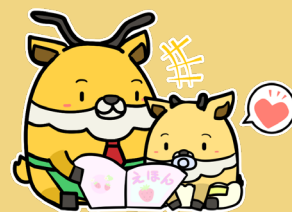
栃木県の男性育休取得率

50.0% (R5実績)

とちぎ男性育休推進企業奨励金のご案内

栃木県では、**はじめて男性従業員が育児休業**を取得した

中小企業の事業主を対象に **20万円** を支給します



育休を取ったパパの声

生まれたばかりの子どもと
貴重な時間を過ごせた。

夜泣きや寝かしつけなど、
育児の大変さを実感できた。

夫婦間の役割の
相互理解につながった。

その時々でしか味わえない、
子どもが成長する喜びを
パートナーと共有できた。

きょうだいの世話を、
みんなで分担して
取り組むことができた。



(令和6年度とちぎ男性育休推進企業奨励金を受給した事業所の事例から)

申請方法 ホームページまたは郵送(消印有効)

申請受付期間 令和7(2025)年5月7日(水)～令和8(2026)年3月13日(金)
原則、育児休業から原職等に復帰した日から2か月以内に申請してください。

▶ 奨励金専用ホームページ

とちぎ男性育休奨励金

検索

奨励金専用HP

<https://danseiikukyu-shoureikin.pref.tochigi.lg.jp>

制度の詳細や申請に必要な書類等については、奨励金専用ホームページからご確認ください。
様式等についても、奨励金専用ホームページからダウンロードできます。



ご不明な点は、下記お問い合わせ先にご相談ください

お問い合わせ

とちぎ男性育休推進企業奨励金事務局

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141 TEL:028-678-9937

当事業は、(株)TMC経営支援センターが、栃木県から委託を受け、事務局業務を運営しています。

平日9:00～17:00
(土日祝・年末年始除く)

とちぎ男性育休推進企業奨励金について

支給概要

<詳細については、ホームページから申請要領をご確認ください>

<主な要件>

- 1 これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと
- 2 令和5(2023)年10月1日以降に、男性従業員が新たに通算5日以上の育児休業を取得し、令和8(2026)年3月31日までに原職等に復帰していること
- 3 とちぎ女性活躍応援団に登録していること(※栃木県のHPをご確認ください。)
- 4 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること

詳しい要件や申請に必要な書類等、
申請にあたっては奨励金専用ホームページをご確認ください。

対象となる「中小企業事業主」とは？

資本金の額若しくは出資の総額が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。))又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主をいう。

※ 事業主とは、事業の経営の主体である個人及び法人又は法人格がない社団若しくは財団をいう。

支給対象の要件

1 支給対象事業主

次の(1)~(8)の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業事業主であること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 就業規則又は労働協約等に育児休業についての規定を設けていること。
- (4) 同一事業主において、これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと。
- (5) とちぎ女性活躍応援団に登録していること。
- (6) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること。
- (7) 「2 対象従業員」を雇用していること。
- (8) 過去2年間において育児・介護休業法及びその他労働関係法令に違反していないこと。

2 対象従業員

次の(1)~(3)の全てに該当するものとする。

- (1) 「1 支給対象事業主」の(1)~(8)の全てに該当する県内の事業所に勤務する男性従業員であること。
- (2) 雇用保険の被保険者であること。
- (3) 新たに通算5日以上(うち所定労働日に対する休業は4日以上)の育児休業(令和5(2023)年10月1日以降に開始したものに限る。)を取得し、令和8(2026)年3月31日までに原職等に復帰していること。

ご不明な点は、下記お問い合わせ先にご相談ください

お問い合わせ

とちぎ男性育休推進企業奨励金事務局

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141 TEL:028-678-9937

当事業は、(株)TMC経営支援センターが、栃木県から委託を受け、事務局業務を運営しています。

平日9:00~17:00

(土日祝・年末年始除く)